

ジュニアインターンシップ・職場体験実習受入要綱

1 目的

この要綱は、高等学校からのジュニアインターンシップ・職場体験実習の希望生徒を対象とし、公益財団法人ふくしま海洋科学館（以下「財団」という）理事長が受け入れる場合の基準を定めることを目的とする。

2 対象者

以下の条件を満たすものを対象とする。

- (1) 福島県の高等学校に通う生徒。
- (2) 当該高等学校が人物・成績等優秀と認め、職業観が明確であると財団が認める生徒。
- (3) 将来の就職希望先が当館の業務内容と一致すると認められる生徒。
- (4) 財団理事長が受け入れを認める生徒。

3 受入人数及び期間

同一期間に受け入れる生徒は3名以内とする。実務期間は3日間とする。

4 申請手続き

ジュニアインターンシップ・職場体験を希望する生徒が在籍する高等学校は、希望者の氏名、学科等を記入したジュニアインターンシップ申込書（様式第1号）、希望の理由等を記入したジュニアインターンシップ希望理由書（様式第2号）を財団理事長宛に提出する。提出期間は実施希望日の1ヶ月前までとする。

5 受入生徒の決定及び通知

財団理事長は、所定の申込書と理由書を収受した後、当館で選考を行い、受入の可否を決定する。この結果は、電話で高等学校に通知する。その後、受入を決定した生徒の所属する高等学校に対しては、校長名の依頼文書を財団理事長宛てに提出させるものとする。

6 実務内容

当館の指定した業務の補助を行うものとする。

7 実施場所

ふくしま海洋科学館内とする。

8 実施時間

午前9時から午後3時までとする。

9 経費負担

財団は、ジュニアインターンシップ・職場体験実習生への報酬、交通費、宿泊費等の一切の経費的負担を行わない。

10 賠償責任

ジュニアインターンシップ・職場体験実習生が実習中に被った事故及び災害については、業務内外の別を問わず、財団は一切の責任を負わない。また、ジュニアインターンシップ・職場体験実習生に起因した事由により、財団が損失または損害を受けた場合には、ジュニアインターンシップ・職場体験実習生並びに高等学校が連帯してこれを賠償しなくてはならない。

11 実務の中止

ジュニアインターンシップ・職場体験実習生の勤務態様及び体調が望ましくないものと財団が認めた場合は、実務を中止し、その旨を高等学校に公文書で通知する。

12 受入事務

ジュニアインターンシップ・職場体験実習生の受入及び実務等に係る事務は、命の教育チームが行う。

13 その他

- 附則 この要綱に規定していない事項は、その都度、財団理事長が決定する。
この要綱は、平成26年10月1日より実施する。
この要綱は、平成27年 4月1日より実施する。
この要綱は、平成28年 1月1日より実施する。